

大井町指定暑熱避難施設に関する協定書（案）

大井町（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による健康被害の発生防止を図るため、以下の施設をクーリングシェルターとして指定し、かつその運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の対象となるクーリングシェルター）

第3条 この協定の対象となるクーリングシェルターは、次に掲げるとおりとする。

施設等の名称	
所在地	
開放可能日時	
開放場所	
受入可能人数	

（施設の管理及び運用）

第4条 乙がクーリングシェルターの管理及び運用を行う上での必要事項は、次のとおりとする。

- （1） 熱中症特別警戒情報発表時にあつては、その発表期間中は、第3条に定める日時において一般に開放するものとする。
- （2） 熱中症特別警戒情報発表時以外においても、暑熱を避けるために避難をする者（以下「避難者」という。）がいると認める場合は、第3条に定める開放可能日時等の範囲内において開放するように努めるものとする。
- （3） 冷房設備は、適切に維持管理し稼働する。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とする。
- （4） 受入可能人数に応じて、1人あたりの空間を適切に確保するとともに、

無料で休憩できる椅子、ソファ等（既設のもので可）を配置する。

- (5) 避難者にクーリングシェルターであることがわかるよう掲示を行う。
- (6) 熱中症予防情報等について積極的に取得し、把握に努める。
- (7) 甲のホームページ等によるクーリングシェルターの公表及び熱中症対策の啓発冊子等の設置に協力する。

（変更の協議）

第5条 乙は、クーリングシェルターの開放時間の変更等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から〇年〇月〇日までとする。ただし、当該期間の満了の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995
大井町長 〇〇 〇〇

乙 住 所
名 称
代表者氏名